

第3 令和4年度の入札参加資格審査について

- 1 資格の有効期間 令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）
- 2 審査基準日 令和3年10月1日（経営事項審査の審査基準日とは異なります。）
- 3 要件
 - ① 審査基準日までに申請業種の建設業許可を受けていること。
 - ② 申請業種について、審査基準日の直近の8月末までに到来した決算の経営事項審査を受けていること。（決算月によっては入札参加資格審査と同時申請可。）
 - ③ 審査基準日の前日（令和3年9月30日）までに納期限が到来した税金に滞納がないこと。
 - ④ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（P1-77）が提出できること。
 - ⑤ その他、要綱の第3条第5項第5号から第9号までに掲げる欠格要件（P1-2参照）のいずれかに該当しないこと。
- 4 変更点
 - ① 申請書の書式を一部変更しています。本年度の書式での提出をお願いします。
 - ・項番15-1「建設工事入札参加資格申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況表」
 - ・地域点数審査調書（別記1号様式）
 - ② 申請書や届出書の押印が不要となります。
 - ※ 行政書士による代理申請の場合は、従来通り、記名・職印の押印又は委任状の提出が必要です。（行政書士法施行規則第9条第2項及び第11条）
 - ③ 審査日時の事前予約方法がインターネットによる受付となります（P1-22参照）。
- 5 その他
 - ① 経営事項審査の有効期間が満了すると、入札に参加できなくなるので十分注意して下さい。（P2-1参照）
 - ② 測量、設計等のコンサルタント業務の受付は令和4年1月に行います。
 - ③ 入札参加資格申請書に記入された「Eメールアドレス」については、建設業の支援等を行うための事業に関して情報提供を行う際に活用する場合がありますので、ご了承ください。（例：各種研修会の案内、制度改正の通知及び県が行う事業で建設業者への支援等に資する情報の提供）

第4 申請手続

- 1 申請方法 審査日程表（P1-20、21参照）により各審査会場において対面審査で実施します。
 - ※ 本年度の審査において、新型コロナウイルスの感染状況により、審査方法が変更になる場合があります。ご協力の程、よろしく申し上げます。

審査当日の受付は行いませんので、必ず事前に予約を済ませてください。なお、指定審査会場以外の場所で申請する場合は、事前に土木政策課に連絡をお願いします。

連絡先：高知市丸ノ内1-2-20 高知県土木部土木政策課建設業振興担当 TEL：088-823-9815

2 申請手数料 無料

3 申請書類について

○高知県のホームページに申請様式等を掲載しています。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/2015072200010.html> からダウンロードできます。

○本手引きのP1-69～77をコピー（個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書含む）して使用して頂いても結構です。

4 申請書類

(1) 提出書類

**A 入札参加資格審査
申請書類**

- ① 令和4年度高知県建設工事入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト兼受領書
- ② 令和4年度年度高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書
(項番 **1** ~ **15-1**)
- ③ 建設業に従事する職員一覧表 (項番 **16**)
- ④ 監理技術者資格者一覧表 (項番 **17**)
- ⑤ 公共工事元請完成工事一覧表 (項番 **18**)
- ⑥ 地域点数審査調書 (別記1号様式)
- ⑦ コンプライアンス基本方針策定状況確認票
(各事業者の状況に応じ、コンプライアンス基本方針策定状況確認票 (P1-45) に記入し、必要に応じて
コンプライアンス基本方針 (写) も提出して下さい。
提出済み、かつ、その後変更無しの場合は基本方針 (写) の提出は必要ありません。
なお、コンプライアンス基本方針の作成例は土木政策課ホームページ「入札参加資格関係」又は、
P1-46～68をご参照下さい。)
- ⑧ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(2部)

(注1) 各1部 (⑧は2部) 提出して下さい。

(注2) ①～⑧について、該当なしの場合でもすべて提出して下さい。

B 年間委任状

- 1 次の者は入札参加資格申請時に年間委任状 (様式任意) を1部提出して下さい。
 - (1) 高知県外に主たる営業所 (本社又は本店) があり、代表者からその他の営業所 (支社又は支店) の長に落札後の契約締結権限を委任する必要がある者
 - (2) 高知県内に主たる営業所 (本社又は本店) がある国土交通大臣許可の建設業者で、代表者からその他の営業所 (支社又は支店) の長に落札後の契約締結権限を委任する必要がある者(1)に該当する者については、この委任状の提出により、一般競争入札における入札参加資格確認通知又は指名競争入札における指名通知は、当該年間委任状の受任者あてに送付されるとともに、契約締結時の相手方も当該受任者となります。

2 紙入札等への参加のため、入札の権限をその他の営業所（支店又は支社）へ年間を通じて委任しようとするときは、1とは別に委任状を作成し、紙入札時に原本又は写しを提示して下さい（1で入札の権限を含めた委任状を提出した場合はその写しでも可）。

※ 年間委任状の取扱いについては、高知県土木部土木政策課契約担当（Tel：088-823-9813）にお問い合わせ下さい。建設業振興担当ではないのでご注意ください。

（2）持参書類

各申請書類の記載要領をよく読み、必要なものを持参して下さい（提出を求めるものもあります）。

A 必須書類

① 納税証明書（原本）

令和3年9月30日までに納期限の到来した全ての税について、滞納がないことの証明書

※証明書は、令和3年10月1日以降の証明日のものとする。

- ・ 国 税 税務署長の証明（書面によること）
個人事業者＝「申告所得税と消費税及び地方消費税」についての証明書
（様式その3の2）
法人事業者＝「法人税と消費税及び地方消費税」についての証明書
（様式その3の3）
- ・ 県 税 県税事務所長の証明
「滞納なし」の証明書
- ・ 市町村税 市町村長の証明
（市町村によって様式は異なる）

※個人県民税については、市町村長の証明で可。

② 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（P1-77）

県では、入札参加資格審査時に、個人住民税特別徴収の実施を確認しています。

- ・ 新規事業所であるなどの理由で、審査基準日現在、高知県内の市町村から、地方税法第321条の4の規定による特別徴収義務者の指定通知を受けていない場合は、「個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書」の2のチェック欄にチェックを記入して誓約してください。
- ・ 県内の業者で、高知県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない場合は、「個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書」の3-1のチェック欄にチェックを記入して誓約してください。
- ・ 県外の業者で、高知県内の市町村に住所を有する従業員がいない場合は、「個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書」の3-2のチェック欄にチェックを記入して誓約してください。
- ・ 令和3年度建設工事入札参加資格を申請し、令和4年度も継続して申請をする事業所で、個人住民税の特別徴収を実施すべき対象者がいるながら、実施していない場合は、令和4年度の資格審査の申請はできませんので、ご注意ください。

③ 職員の在籍及び勤務の状態の確認書類

審査基準日（令和3年10月1日）時点及び審査基準日前1年間（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）分、個人ごとに常勤確認の資料となるものを全て。

- ・ 賃金（給与）台帳または源泉徴収簿

（可能であれば、16建設業に従事する職員一覧表の順に並べて下さい。又は付箋等で分かるようにして下さい。）
経営事項審査と同時に受審される場合は、並び替えにご協力下さい。

・健康保険被保険者証（写）又は雇用保険の被保険者資格取得等確認通知書（個人ごとのカードになったもの）
※できる限り、健康保険被保険者証（写）でお願いします。（氏名が漢字で記載されているため。）

⑩建設業に従事する職員一覧表の順に並べてください。経営事項審査と同時に受審される場合は、並び替えにご協力下さい。）

※出向社員で申請者と通知書等の事業者が異なる場合、出向契約書や出向協定書等の出向内容が確認できる書類の写しを提出してください（出向先の会社の技術者として入札参加資格審査を受審した場合、再度出向元の会社の技術者として審査を受けることはできません）。

- ④ 審査基準日以前に経営事項審査を受審している場合は、次の書類を必ず持参こと。
- ・経営事項審査申請書一式（控）（土木政策課の経審受付印のあるもの）
 - ・経審の審査基準決算の変更届出書
 - ・技術職員名簿に記載した技術者が、経営事項審査申請書の技術者職員名簿に記載した資格以外の資格を有する技術者については、その資格が分かるもの（免状等）を提示願います。これは、平成20年4月1日より経営事項審査の制度が変わり、その技術者職員名簿への有資格が2つまでしか記入できなくなったことから、それ以外の資格がある場合に確認するためです。
- ⑤ **経営事項審査の技術職員名簿で確認できていない資格については、その資格を証する書類（前年度に確認させていただいている場合も確認させていただきますのでご持参下さい。）**
- ・イ P2-87～89に記載されている資格を持っていれば、その資格を証する書類（写）
 - ・ロ 建設業法施行規則第1条に掲げる学科を修めて高等学校（大学又は高等専門学校）を卒業した後5年（3年）以上の実務の経験を有する者にあつては卒業証明書（写）及び実務経験証明書（5年（3年）以上）
 - ・ハ 10年以上の実務の経験を有する者にあつては実務経験証明書（P3-87参照）
- ※入札参加資格審査申請日までに「国家資格者等・監理技術者一覧表」（様式第11号の2）等で届出済の場合は、控え（土木政策課又は建設管理課の受付印のあるもの）を持参して下さい。
- ※「解体工事業」を申請する場合で、実務経験証明書（土木政策課又は建設管理課の受付印のあるもの）1年以上又は登録解体工事講習を受けている場合は、証明書も提示してください。
- ⑥ 経営事項審査を受審後、商号、営業所所在地、代表者等の変更があった場合は、変更届出書（様式第22号の2）副本（土木政策課の受付印のあるもの）
- ⑦ 経営事項審査時には社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入であった事業者が、入札参加資格審査時に加入している場合は、その加入を証する以下の資料。
- ・健康保険・厚生年金保険については、申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し又は「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し等
 - ・雇用保険については、申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し等
- ※代行機関（商工会、労働組合、労務士等）に委託している場合
代行機関が発行（押印のあるものに限る）した保険料の納入通知書（労災・労働・雇用の内訳が分かるもの）の写し及びこれにより納入した保険料の領収書の写しの2点。